



# 茨城県報

第 285 号

令和 4 年 (2022 年) 3 月 3 日

木 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報システム課) .....	1
●茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) .....	2
<b>告 示</b>	
●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (資源循環推進課) .....	2
●大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) .....	4
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) .....	6
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) .....	9
●くろまぐろに関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲量の変更 (漁政課) .....	9
●道路の区域の変更 (道路維持課) .....	10
●道路の供用の開始 (道路維持課) .....	10
●特定計量器定期検査を行う区域、期日及び場所 (計量検定所) .....	11
●更正換地処分届出 (農林事務所) .....	12
<b>(選挙管理委員会)</b>	
●選挙管理委員会第 3 回定例会の招集 .....	13
<b>公 告</b>	
●落札者等の公示 (茨城県近代美術館) .....	13

## 規 則

### 茨城県規則第 6 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和 彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則 (平成 28 年茨城県規則第 52 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「者の保護者」を「保護者又は成年患者 (同法第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する成年患者をい

う。)」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 茨城県規則第 7 号

茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年茨城県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項第 2 号ア中「及び略歴を記載した書面」及び「この号及び次号において」を削り、同号イ及び同項第 3 号中「及びその役員の住民票の抄本等」を削り、同項第 4 号を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、知事が必要と認める場合は、登録申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 法人の役員の住民票の抄本等
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本等

第 16 条の 2 中「様式第 19 号の 2」を「様式第 19 号」に改め、同条第 1 号中「又はこれに代わる書面」を「等」に改め、同条第 5 号中「及び第 4 号」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前条第 4 項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

第 16 条の 3 中「様式第 19 号の 3」を「様式第 19 号の 2」に改める。

様式第 6 号中「印」を削る。

様式第 19 号を削り、様式第 19 号の 2 を様式第 19 号とし、様式第 19 号の 3 を様式第 19 号の 2 とする。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

#### 茨城県告示第 214 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

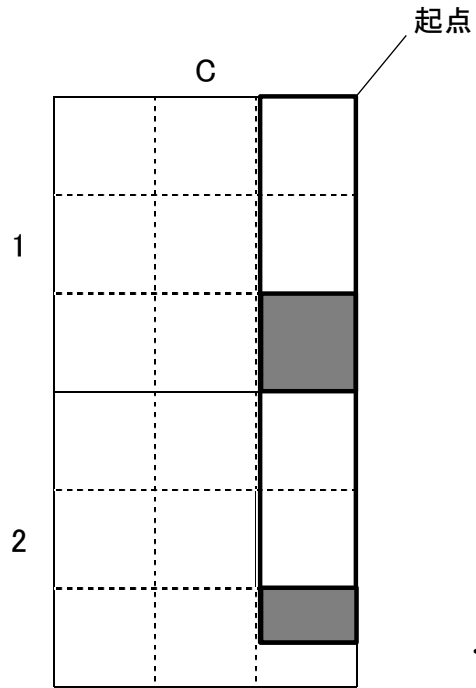
#### 1 指定する区域

日上市東町四丁目 12 番の一部（別図のとおり）

#### 2 法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称


鉛及びその化合物

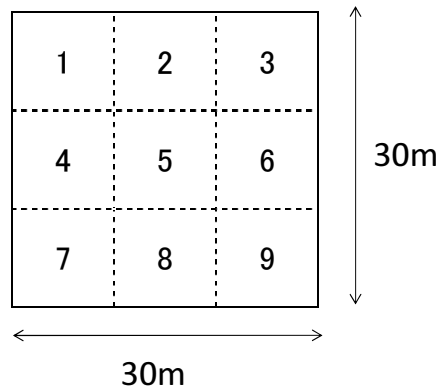
別図



<凡例>

 : 形質変更時要届出区

 : 土壤汚染状況調査範



**茨城県告示第215号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

**1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名****(1) 名称及び代表者氏名**

協友アグリ株式会社

代表取締役 安藤 敏

**(2) 住所**

神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号

**2 届出事項の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

玉戸モール

筑西市玉戸1018番地35 外

**(2) 変更した事項**

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 上園 孝雄

(変更後) 代表取締役 安藤 敏

**(3) 変更の年月日**

令和4年1月26日

**(4) 変更する理由**

設置者の代表者変更のため

**3 届出年月日**

令和4年2月14日

**4 縦覧の場所**

茨城県産業戦略部中小企業課

**茨城県告示第216号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) イオンモール株式会社  
代表取締役 岩村 康次  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (2) 三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 大山 一也  
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
- (3) 株式会社アールブイランド  
代表取締役 阿部 和英  
常総市大塚戸町字篠山1600番 1
- (4) 有限会社イマジン  
代表取締役 本間 隆  
栃木県那須郡那須町大字湯本656番地 2
- (5) 株式会社ウエストウッド井原商会  
代表取締役 井原 啓之  
龍ヶ崎市2738番地の 1
- (6) 株式会社 E L F  
代表取締役 長谷川 久夫  
つくば市牧園 2 番地 5 つくば合同ビル 2 F
- (7) 株式会社カンセキ  
代表取締役 長谷川 静夫  
栃木県宇都宮市西川田本町三丁目 1 番 1 号
- (8) オガ建設株式会社  
代表取締役 小川 貞夫  
土浦市乙戸南三丁目 8 番 13 号
- (9) 株式会社ハートインターナショナルジャパン  
代表取締役 折原 征也  
神奈川県横浜市都筑区池辺町4890- 4
- (10) 株式会社スズキレピオ  
代表取締役 國井 輝久  
土浦市永国東町10番 2 号

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモールつくば  
つくば市新牧田字たち内230番地 1 外
- (2) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 変更の年月日  
令和 4 年 1 月 31 日 外
- (4) 変更する理由

小売業者の変更のため

3 届出年月日

令和 4 年 2 月 15 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ルチルス

代表取締役 高橋 勲

(2) 住所

水戸市塩崎町876番地 3

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス友部旭町店

笠間市旭町381-8 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) コスモス薬品笠間市旭町店

(変更後) ドラッグコスモス友部旭町店

(3) 変更の年月日

令和 4 年 2 月 17 日

(4) 変更する理由

店舗名称が確定したため

3 届出年月日

令和 4 年 2 月 16 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第218号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第

3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カスミ古河諸川店  
古河市諸川字五階塚2499番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)  
令和 3 年 11 月 25 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	山本 慎一郎
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 7 月 18 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,942㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 116 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 80 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 102㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 37.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後 9 時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 3 年 11 月 17 日

2 市町村の意見

事 項	古河市からの意見の概要
・大規模小売店舗周辺の交通状況における配慮	・市民および通行車両等の安全確保に継続的に努めること。

## 理 由

・店舗立地予定地は古河市立三和北中学校、諸川小学校の通学路に設定されており、通学中の生徒と来店客等の車両との交通事故が懸念されるため。

## 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年3月3日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー取手青柳店

取手市青柳1丁目150 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

令和3年10月7日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前8時

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時40分～翌午前0時20分

(変更後) 午前7時40分～翌午前0時20分

## (3) 届出年月日

令和3年9月24日

## 2 市町村の意見

事 項	取手市からの意見の概要
・通学路の安全対策について	<p>・当該店舗に接続する道路は取手東小学校、取手第一中学校の通学路となっています。</p> <p>提出いただいている変更届出書「2 変更しようとする事項」に記載の時間が、特に児童生徒の通学が集中する登校の時間と重複しております。</p> <p>よって</p> <p>① 交通整理員を配置する場合は、児童生徒の通行時には十分な安全確保を行うこと。</p> <p>② 出入口付近には可能な限り「学童注意」や「歩行者注意」等の注意を促す掲示（看板・路面標示等）を行うこと。</p> <p>など、児童生徒に対する交通事故の防止、交通安全上の対策について万全の処置をお願いします。</p>



理 由
・当該店舗周辺の道路は、取手東小学校、取手第一中学校の通学路となっており、多くの児童生徒が登下校するため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第220号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.70%」を「0.80%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 4 年 2 月 21 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。



茨城県告示第221号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 3 管理年度における同項に掲げる数量を令和 4 年 2 月 21 日付けで次のように変更したので、同条第 5 項の規定に基づき準用する同条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量

変更後	変更前																								
<p>第 1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 26.5トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">3.788トン</td> </tr> <tr> <td>大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">4.963トン</td> </tr> <tr> <td>川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">2.901トン</td> </tr> <tr> <td>久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業</td> <td style="text-align: center;">1.089トン</td> </tr> <tr> <td>久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">1.755トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.788トン	大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.963トン	川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.901トン	久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	1.089トン	久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.755トン	<p>第 1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 27.9トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">3.788トン</td> </tr> <tr> <td>大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">4.963トン</td> </tr> <tr> <td>川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">2.901トン</td> </tr> <tr> <td>久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業</td> <td style="text-align: center;">1.094トン</td> </tr> <tr> <td>久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</td> <td style="text-align: center;">1.755トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.788トン	大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.963トン	川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.901トン	久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	1.094トン	久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.755トン
知事管理区分	配分数量																								
平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.788トン																								
大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.963トン																								
川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.901トン																								
久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	1.089トン																								
久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.755トン																								
知事管理区分	配分数量																								
平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.788トン																								
大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.963トン																								
川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.901トン																								
久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	1.094トン																								
久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.755トン																								

久慈浜丸小くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.339トン	久慈浜丸小くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.339トン
磯崎くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.733トン	磯崎くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	1.733トン
那珂湊くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	2.013トン	那珂湊くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	2.013トン
大洗町くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.587トン	大洗町くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.587トン
鹿島灘くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.500トン	鹿島灘くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	5.832トン	はさきくろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	5.832トン
その他くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0トン	その他くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	0トン
第2 くろまぐろ (大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 7.0トン 2 知事管理区分に配分する数量 茨城県くろまぐろ (大型魚) 漁業に全量を配分する。		第2 くろまぐろ (大型魚) 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量 7.0トン 2 知事管理区分に配分する数量 茨城県くろまぐろ (大型魚) 漁業に全量を配分する。	

## 茨城県告示第222号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘 要
笠間市石井字石崎1840番8地先から	旧	最大 44.0 最小 11.0	1,356	
笠間市笠間字荒町1302番1地先まで	新	最大 - 最小 -	-	区域除外 (市への移管)

## 茨城県告示第223号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年3月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 結城坂東線
- 2 供用開始の区間 結城市大字上山川字西耕地333番1地先から

結城市大字上山川字磯内307番 1 地先まで

3 供用開始の期日 令和 4 年 4 月 1 日

## 茨城県告示第224号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県計量検定所長 武 石 義 男

## 1 対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する特定計量器

## 2 検査を行う区域、期日及び場所

執行区域	器物提出の日時		器物提出の場所
神 栖 市	令和 4 年 4 月 8 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	神 栖 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 4 月 11 日から 令和 4 年 4 月 15 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
鹿 嶋 市	令和 4 年 4 月 18 日から 令和 4 年 4 月 21 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	鹿 嶋 市 臨 時 計 量 検 査 所
銚 田 市	令和 4 年 4 月 26 日から 令和 4 年 4 月 28 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	銚 田 市 臨 時 計 量 検 査 所
土 浦 市	令和 4 年 5 月 19 日から 令和 4 年 5 月 20 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	土 浦 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 5 月 23 日から 令和 4 年 5 月 27 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
	令和 4 年 5 月 30 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	
大 洗 町	令和 4 年 6 月 16 日から 令和 4 年 6 月 17 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	大 洗 町 臨 時 計 量 検 査 所
茨 城 町	令和 4 年 6 月 20 日から 令和 4 年 6 月 21 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	茨 城 町 臨 時 計 量 検 査 所
城 里 町	令和 4 年 6 月 22 日から 令和 4 年 6 月 23 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	城 里 町 臨 時 計 量 検 査 所
大 子 町	令和 4 年 6 月 27 日から 令和 4 年 6 月 29 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	大 子 町 臨 時 計 量 検 査 所
河 内 町	令和 4 年 7 月 15 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	河 内 町 臨 時 計 量 検 査 所
常 陸 太 田 市	令和 4 年 7 月 19 日から 令和 4 年 7 月 22 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	常 陸 太 田 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 7 月 25 日から 令和 4 年 7 月 28 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
石 岡 市	令和 4 年 8 月 23 日から 令和 4 年 8 月 26 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	石 岡 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 8 月 29 日から 令和 4 年 8 月 30 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
阿 見 町	令和 4 年 9 月 16 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	阿 見 町 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 9 月 20 日から 令和 4 年 9 月 21 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	

執行区域	器物提出の日時		器物提出の場所
美 浦 村	令和 4 年 9 月 22 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	美 浦 村 臨 時 計 量 検 査 所
稲 敷 市	令和 4 年 9 月 26 日から 令和 4 年 9 月 29 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	稲 敷 市 臨 時 計 量 検 査 所
龍 ヶ 崎 市	令和 4 年 10 月 13 日から 令和 4 年 10 月 14 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	龍 ヶ 崎 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 10 月 17 日から 令和 4 年 10 月 19 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
坂 東 市	令和 4 年 10 月 24 日から 令和 4 年 10 月 28 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	坂 東 市 臨 時 計 量 検 査 所
常 総 市	令和 4 年 11 月 15 日から 令和 4 年 11 月 17 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	常 総 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 11 月 21 日から 令和 4 年 11 月 22 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	
八 千 代 町	令和 4 年 11 月 24 日から 令和 4 年 11 月 25 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	八 千 代 町 臨 時 計 量 検 査 所
五 霞 町	令和 4 年 12 月 2 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	五 霞 町 臨 時 計 量 検 査 所
境 町	令和 4 年 12 月 5 日から 令和 4 年 12 月 7 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	境 町 臨 時 計 量 検 査 所
高 萩 市	令和 4 年 12 月 8 日から 令和 4 年 12 月 9 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	高 萩 市 臨 時 計 量 検 査 所
	令和 4 年 12 月 12 日	{ 10時30分から 15時00分まで }	
北 茨 城 市	令和 5 年 1 月 24 日から 令和 5 年 1 月 27 日まで	{ 10時30分から 15時00分まで }	北 茨 城 市 臨 時 計 量 検 査 所
上記市町村及び ひょう量 250kg を超えるはかり を使用する古河 市、つくば市、 常陸大宮市、那 珂市、かすみが うら市、小美玉 市、東海村、利 根町	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (ただし、土、日、祝 日を除く)	{ 10時30分から 15時00分まで }	特定計量器検定検査規則第39条 に規定する特定計量器の所在の 場所及び茨城県指定定期検査機 関一般社団法人茨城県計量協会

### 3 検査を実施する指定期間検査機関の名称

一般社団法人 茨城県計量協会

### 備考

新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、茨城県計量検定所のホームページ等において公表する。

### 茨城県告示第225号

令和 4 年 1 月 28 日付け南農土指令第 6 号をもって認可した団体営大穂町営西高野大砂地区の換地計画の更正については、つくば市長から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 第 1 項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県県南農林事務所長 矢 口 達 弥

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第 6 号

令和 4 年第 3 回定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和 4 年 3 月 8 日 (火) 午前 11 時

2 場 所

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県庁選挙管理委員会室

3 議 題

- (1) 令和 4 年第 5 回定例会の日程等について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 4 年 3 月 3 日

茨城県近代美術館長 尾 崎 正 明

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県近代美術館で使用する電気 1,879,000 キロワット時の供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県近代美術館 茨城県水戸市千波町東久保 666-1
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 4 年 2 月 17 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号  
丸紅新電力株式会社 代表取締役 伊藤 直樹
- 5 落札又は随意契約に係る契約金額  
38,388,868 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第98号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日  
令和 3 年12月23日

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)